



昨年末の政府の決定事項

自民党厚生労働部会副部長
参議院議員・薬剤師 本田顕子

昨年末には医療従事者にとって業務への影響が大きい事項が、第三次補正予算案、令和3年度予算案等として決定されました。

- 1 診療報酬・調剤報酬上の対応
 - 必要な感染予防策を講じた小児外来診療等に係る対応
(令和2年12月15日から令和3年9月まで)
医科：100点(令和3年10月からは50点)
歯科：55点(令和3年10月からは28点)
調剤：12点(令和3年10月調剤分からは6点)
 - 感染予防策を講じた一般医療等に係る対応(令和3年4月から9月まで)
医科及び歯科：外来診療5点、入院診療10点(一日につき)
調剤：4点
訪問看護：50円(一回につき)
- 2 医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援(第三次補正予算案)
 - 以下の額を上限として実費を補助(国による直接執行)
病院・有床診療所(医科・歯科) 25万円+5万円×許可病床数
無償診療所(医科・歯科) 25万円
薬局、訪問看護事業者、助産所 20万円
 - 令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象
- 3 薬価改定(令和3年4月から)
 - 乖離率5%を超える価格乖離幅の大きな品目を対象(約7割)
 - 改定調整幅2%に新型コロナウイルスの影響とみなした0.8%を加えて改定
 - 薬剤費の削減は▲4,300億円程度
- 4 新型コロナウイルスワクチンの優先接種(分科会で決定)
 - まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者
 - 医療従事者の範囲
 - ・病院、診療所において新型コロナウイルス感染症患者(疑いを含む。以下同じ。)に頻繁に接する機会のある医師その他の職員
 - ・薬局において新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員(登録販売者を含む。)

以上ですが、薬価の引き下げ改定による医療機関や薬局、そして製薬産業、医薬品卸業への影響が心配されます。



本田あきこ



メルマガ登録



本田あきこの部屋



@89314honda